

## 令和5年度結城市水道事業給水管布設工事補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、第4次拡張事業において、財政上の問題及び事業計画の順位等により未給水となっている地域を解消し、水道普及率の向上を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(支援条件)

第2条 この補助金の交付対象となる給水管布設工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3戸以上の住民が申し込み、全戸が遅滞なく水道に加入し、水質を保てる水量を使用すること。
- (2) 末端給水管工事（宅地内給水管は除く。以下同じ。）であって、その工事延長が50メートルを超えるもの。
- (3) 宅地分譲を目的として行われる宅地造成に関わる末端給水管工事でないこと。
- (4) 事業の申込者及びその世帯員に市税及び水道料金の滞納がないこと。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、末端給水管布設工事費（市の設計額を上限とする。）に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、1,000,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定め、令和5年度結城市水道事業給水管布設工事補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第5条 補助金の交付決定通知は、令和5年度結城市水道事業給水管布設工事補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(補助事業の内容変更)

第6条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に令和5年度結城市水道事業給水管布設工事内容変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認の通知は、令和5年度結城市水道事業給水管布設工事内容変更承認通知書（様式第4号）により行うものとする。

(補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する場合において、補助事業を中止し、又は廃止したときには、補助事業

者は、工事箇所について全額負担で原形に復旧しなければならない。

(状況報告)

第8条 市長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

(検査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会いの上、随時検査を行うことができる。

2 補助事業者は、検査に要する費用及び検査の結果生じた費用を、市長に請求することはできないものとする。

(概算払)

第10条 市長は、事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、第5条の規定による交付決定額の40パーセント以内の額を限度として、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、令和5年度結城市水道事業給水管布設工事補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和5年度結城市水道事業給水管布設工事補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前条の概算払を受けたときは、令和5年度結城市水道事業給水管布設工事補助金概算払精算書(様式第7号)を添付しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 補助金の額の確定通知は、令和5年度結城市水道事業給水管布設工事補助金額確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が既に交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命じなければならない。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要項は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。